

浦情個審第4号

令和2年6月26日

浦安市長 内田 悦嗣 様

浦安市情報公開・個人情報保護審査会

会長 飯 田 稔

審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年12月3日付け浦み第531号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第45号

令和元年8月30日付けで審査請求人から提起された、令和元年8月23日付け浦み第330号で行った公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第 1 審査会の結論

浦安市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年 8 月 23 日付け浦み第 330 号で、審査請求人に通知した公文書不開示決定処分のうち、本件対象公文書 2 及び 4 に係る部分については、不開示決定通知書の「公文書の名称」欄に記載された公文書とは認められないため、当該部分に係る処分を取り消し、本件開示請求に対し、改めて対象公文書を正しく特定した上で、開示決定等を行うべきである。

また、当該不開示決定処分のうち、本件対象公文書 1 及び 3 に係る部分については、別表に掲げる部分以外を不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については、これを不開示としたことは妥当でなく、当該部分に係る処分を取り消し、開示すべきである。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、令和元年 8 月 9 日付けで、浦安市情報公開条例（平成 13 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により実施機関に対し、「他の団体に於ても公園等利用者からの御意見をいただき、市が必要と判断した際は資材などの撤去・移動をお願いしており、団体での作業が難しい場合は、みどり公園課にて撤去・移動を行っています。」とのことであるので、直近 3 ヶ年間の具体的事例が判る文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 不開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し、対象公文書を「(1)みどり公園課代表メールへの問い合わせ（以下「本件対象公文書 1」という。）、(2)みどり公園課代表メールへの問い合わせに対する回答（以下「本件対象公文書 2」という。）、(3)市長への手紙（以下「本件対象公文書 3」という。）、(4)市長への手紙に対する回答（以下「本件対象公文書 4」という。）」とし、本件対象公文書 1 ないし 4 すべてについて、条例第 7 条第 2 号に該当するとして「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。開示することにより当該個人の氏名等が明らかとなり個人の権利利益を害するおそれがあるため。」と理由を付し、また本件対象公文書 3 及び 4 については、条例第 7 条第 6 号にも該当

するとして「市長への手紙に関する事務又は事業については、市民との信頼関係の上で成り立っており、当該事務又は事業に係る情報を開示することにより、利用者に不安を与え、市民が安心して意見や要望を述べることができなくなる等、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」と理由を付し、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を令和元年8月23日付け浦み第330号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年8月30日、本件処分を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定により令和元年12月3日付け浦み第531号で当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、対象公文書の部分開示（個人情報以外）を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、反論書、口頭意見陳述等により審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書による審査請求の理由

「個人が識別できる」ことを不開示の理由としているが、浦安市情報公開条例第8条の措置を行い、部分開示をすることは可能である。

(2) 反論書における主張の要旨

- ① 令和元年11月11日付け浦み第496号「弁明書」に記載されている「弁明の理由」は、浦安市公文書不開示決定通知書（令和元年8月23日付け浦み第330号）に記載された理由を詳述したものに過ぎず、新たな論点はない。
- ② 審査請求人が開示請求をした背景は、「犬の通路設置要求」のような公園・緑地に於ける「相反する住民間の意見」に対する処分庁である市長の対応実績を確認する必要があると考えたためであり、個人情報は全く必要としない。
- ③ 処分庁である市長は、これまでの対応事例とはかけ離れた行政処分を行っ

たことを隠蔽するために、個人情報保護を理由に公文書不開示決定を行った可能性がある。

- ④ よって、審査請求人は、審査会に於いて、原文書を確認して、部分開示の是非を審査することを求める。

(3) 意見陳述の要旨

① 開示を求める理由

住民間の意見の相違に端を発した問題に対し市の対応が異なっているところ、相手方の主張を明らかにして、審査請求人側の主張と対比し、市がそれぞれの主張を評価検討した過程は行政の判断の透明性の確保の観点からも明らかにされるべきである。相手方の個人情報を求めている訳ではない。

② 審査庁と処分庁

「浦安市公文書開示事務取扱要領」では、「所管課」が①「処分庁である浦安市長の事務の執行上の補助をする課」と②「審査庁である浦安市長の事務の執行上の補助をする課」を兼ねることを推認できる構成となっており、公正公平な事務が行われない虞を感じる。

③ 審査会開催までに要した期間

昨年8月30日の審査請求から、審査会開催初日の本年1月30日まで5カ月間もの時間を要している。これ程の時間を要することは、法の精神をないがしろにし、審査会制度に対する信頼を大きく損なうものである。

処分庁（所管課は、みどり公園課）が弁明書の提出に73日間を要したことが遅延の最大の根源である。浦安市公文書開示事務取扱要領第9の5(1)は「審査請求を受付けた時は、速やかに弁明書を作成しなければならない。」と規定しているが、弁明書作成までの73日は、「速やか」とは程遠く、事務取扱規定違反である。昨年10月中旬には、審査請求人から、法務文書課の担当係長に弁明書の提出を指導する様に求めたが、それから弁明書の提出まで、約1ヶ月を要している。

④ その他

情報公開、審査請求等につき、市から十分な説明が与えられていない。

(4) 意見陳述の補足

処分庁が既に部分開示した文書には、審査請求人の住所を容易に特定することのできる記載があり、個人情報保護が不十分であるとともに、本件文書を個人情報に当たるとして不開示決定したことは不公平である。

第4 実施機関の説明要旨

弁明書、口頭意見陳述等による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、みどり公園課が保有する本件開示請求に該当する「みどり公園課代表メールへの問い合わせ」、「同回答」、「市長への手紙」、「同回答」の内容が記録された文書である。

2 不開示の理由について

(1) 不開示とした部分について

本件対象公文書1及び2については、条例第7条第2号に該当するものとして、また、本件対象公文書3及び4については、条例第7条第2号及び第6号に該当するものとして対象公文書の全てを不開示としたものである。

(2) 条例第7条第2号（個人に関する情報）の該当性について

本件対象公文書は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。開示することにより当該個人の氏名等が明らかとなり個人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 条例第7条第6号（事務事業情報）の該当性について

本件対象公文書のうち、市長への手紙に関する事務又は事業については、市民との信頼関係の上で成り立っており、当該事務又は事業に係る情報を開示することにより、利用者に不安を与え、市民が安心して意見や要望を述べることができなくなる等、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 弁明の内容について

(1) 条例第8条第1項の該当性について

条例第8条第1項では、「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該不開示情報が記録されている部分以外の部分を開示しなければならない」と規定されている。

しかしながら、本件対象公文書は、特定の個人が市に対する意見、要望等を提出した文書であり、公文書の全部が個人情報に該当するものであるため、第8条第1項には該当しない。

(2) 条例第8条第2項の該当性について

条例第8条第2項では、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定

の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定されている。

しかしながら、本件対象公文書のなかには、市に対する個人の意見や要望等が記録されており、一般に知られたくないという性質を有する情報であり、個人を識別させる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、第8条第2項には該当しない。

4 意見の陳述に係る補足事項について

(1) 本件対象公文書2について

みどり公園課代表メールへの問い合わせの回答については、電話による回答となったため、回答文書は作成していない。

対象公文書とした写真は、回答の添付用として撮影したものであるが、上記電話の際に相手方が対応後の現地は確認済みとのことだったので、提供しないまま保存した。

(2) 本件対象公文書3及び4について

① 開示することによって支障が生じる具体的な理由について

市長への手紙に関しては、市長に対する個人的な意見・要望等の内容であり、開示した場合、市民が市長への手紙制度を利用しなくなることや市民の自由な意見提出が期待できない状況となることが容易に想像され、本来的な広聴の目的が失われることか想定されることから、市政への意見や要望を聴き、今後の市政に役立てていくことを目的とする市長への手紙制度の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるため、これまでも不開示決定として扱ってきている。

② 部分開示できない理由について

宛名や件名等を含め、上記①の理由から、これまでも不開示決定として扱ってきている。

③ 不開示決定の際、対象公文書を市長への手紙と明示する必要性について

実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、その理由を記載する必要があることから、対象公文書である「市長への手紙」を明示した。

対象公文書が「市長への手紙」である旨を明示しても、内容を公開しなけ

れば、不開示情報を開示することとならず、その他事務の支障も生じない。

5 本件対象公文書4の差し替え及びその取り下げについて、

- (1) 実施機関は、令和2年2月27日付け浦み第780号「諮問第45号の審査請求の対象となった公文書の写しの差し替えについて」において、令和元年12月3日付け浦み第531号で当審査会に提出した本件対象公文書4は、浦安市公文書開示事務取扱要領第7の4の(1)イに「画面のハードコピー（画面に表示されている状態をそのまま用紙に出力したものをいう。）による写しの作成は行わない。」と記載があることから、対象公文書とすることは不適切と考え、「市長への手紙 対応報告」に差し替える旨を願い出た。
- (2) 実施機関は、令和2年3月12日に開催された第85回当審査会において、上記差し替えについて口頭で意見陳述を行ったが、その後、令和2年3月23日付け浦み第844号「取下げ書」において、浦み第780号による差し替えを取り下げると申し出た。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件対象公文書1及び2については、条例第7条第2号に該当するもの、並びに本件対象公文書3及び4については、条例第7条第2号及び同6号に該当するものとして、令和元年8月23日付で本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消し、対象公文書の部分開示（個人情報以外）を求めており、実施機関は、本件処分を妥当としている。

当審査会は、審査請求人の意見及び実施機関の弁明等をふまえ、本件対象公文書を見分した上で本件処分について検討した結果、次のとおり判断する。

2 本件対象公文書2及び4の特定について

実施機関が本件処分を行った不開示決定通知書の「公文書の名称」欄には、本件対象公文書1から4までの名称が記載されている。

しかしながら、当審査会が実施機関の意見を聴取したところによれば、本件対象公文書1及び3に対してはそもそも回答を行っておらず、本件対象公文書2及び4は、本件対象公文書1及び3の回答ではないことが判明した。

そこで、本件対象公文書2及び4について、当該公文書が本件開示請求の対象である公文書に該当するか否かを、以下、順に検討する。

- (1) 本件対象公文書2について

当審査会において、実施機関に対し意見を聴取したところ、本件対象公文書2は、本件対象公文書1に対する回答文書の添付用として提供を予定していたものであるところ、最終的に電話による回答となったことから、本件対象公文書1に対し回答を行った公文書は存在せず、代わりに本件対象公文書2を対象公文書として特定したものであるということであった。

したがって、実施機関は本件処分を行った不開示決定通知書の「公文書の名称」欄に「(2)みどり公園課代表メールへの問い合わせに対する回答」と記載しているが、本件対象公文書2は、当該回答に係る公文書とは認められない。

よって、本件処分のうち、本件対象公文書2に係る部分を取り消し、本件開示請求に対し、改めて対象公文書を正しく特定した上で、開示決定等を行うべきである。

(2) 本件対象公文書4について

当審査会において、実施機関に対し意見を聴取したところ、本件対象公文書4は、本件対象公文書3について市が対応した記録として保有していた電磁的記録のハードコピーであるが、本件対象公文書3に対する回答そのものが不必要であったことから、当該回答を行った公文書は存在しないため、代わりに本件対象公文書4を対象公文書として特定したものであるということであった。

しかし、条例第2条第2号によれば、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」であり、電磁的記録自体が公文書とされている一方、「浦安市公文書開示事務取扱要領」第7の4の(1)イによれば、「画面のハードコピー（画面に表示されている状態をそのまま用紙に出力したものをいう。）による写しの作成は行わない。」というのであるから、本件対象公文書4は、そもそも電磁的記録の開示方法として予定されていないものである。

したがって、実施機関は本件処分を行った不開示決定通知書の「公文書の名称」欄に「(4)市長への手紙に対する回答」と記載しているが、本件対象公文書4は、当該回答に係る公文書とは認められない。なお、実施機関から願い出のあった本件対象公文書4の差し替えについては、既に取り下げられているため、本答申では言及しないこととする。

よって、本件処分のうち、本件対象公文書4に係る部分を取り消し、本件開示請求に対し、改めて「浦安市公文書開示事務取扱要領」の定める電磁的記録の開示方法に沿って対象公文書を正しく特定した上で、開示決定等を行うべきである。

3 不開示情報の該当性について

(1) 本件対象公文書 1

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報と定めている。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

当審査会が見分したところ、本件対象公文書1に記録されている情報には、個人の氏名や市に対する意見、要望に関する内容、市職員の所属名、職名、氏名などが含まれていることから、以下、これらが条例の定める不開示情報に該当するか否かを順に検討する。

ア 個人の氏名や市に対する意見、要望の内容を記載した部分について

(ア) 条例第7条2号本文の該当性について

本件対象公文書1に記録されている情報のうち、個人の氏名や市に対する意見、要望などが記載された部分については、特定個人の氏名が含まれており、氏名以外の部分は当該個人の意見や要望の内容であるから、全体として当該個人に係る情報であり、条例第7条第2号本文前段の情報に該当するものと認められる。

(イ) 部分開示の可否について

次に、上記(ア)の該当部分について、条例第8条第2項による部分開示の可否の検討を行う。

条例第8条第2項では、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にし

ても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と定めている。

この規定は、開示請求に係る公文書に特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合にも、特定の個人を識別させる部分を除くことによる部分開示ができる旨を定めたものである。

そこで、本件対象公文書1のうち、上記(ア)の該当部分について、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるか否かを検討する。

上記(ア)の該当部分については、氏名は個人識別性があり、それ以外の部分には、当該特定個人の意見や要望が記録されているところ、その内容は、当該特定個人の思想、信条等に関わるものであると認められる。

一般に、個人の思想、信条等を記録した情報は、個人の人格と密接に関わるものであるから、これらが当該個人の意思に関わらず公にされた場合、当該個人の権利利益が害されることは明らかである。

よって、当該情報は、個人識別性のある部分を除いたとしても、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例第8条第2項の規定による部分開示をすることはできない。

イ 宛名を記載した部分について

本件対象公文書1に記録されている情報のうち、宛名を記載した部分については、市に対する意見、要望をするに当たり、事務を担当する所管の所属名、市職員の職名及び氏名が記載されている情報である。

このうち、氏名及び職名については、特定の個人を識別できるものであるが、所属名とともに、公務員の職務の遂行に係る情報であると認められる。

よって、当該部分については、条例第7条第2号ただし書ウに該当することから、開示すべきである。

ウ 上記以外の部分について

本件対象公文書1に記録されている情報のうち、上記以外の部分については、特定個人を識別できる情報が記録されているとは認められない。

よって、当該部分については、条例第7条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

(2) 本件対象公文書3

当審査会が見分したところ、本件対象公文書3に記録されている情報には、

差出人の名前や市に対する意見、要望に関する内容、宛名（地方公共団体の長の職名及び氏名、市職員の所属名及び職名）などが記載されており、また、当該公文書の開示が「市長への手紙」という制度の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張されていることから、条例の定める不開示情報に該当するかどうかを、以下、順に検討する。

ア 条例第7条第2号の該当性について

(ア) 差出人の名前を記載した部分について

本件対象公文書3に記録されている情報のうち、差出人の名前を記載した部分については、特定の個人名ではなく、一般名詞が記載されており、他の情報と照合することによっても特定の個人を識別することができず、また、当該部分を公にされても個人の権利利益を害するものとは認められない。

よって、当該部分については、条例第7条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

(イ) 市に対する意見、要望に関する内容を記載した部分について

本件対象公文書3に記録されている情報のうち、市に対する意見、要望などが記載された部分については、上記(ア)で判断したとおり、個人識別性はないものの、特定個人の意見や要望が記録されているところ、その内容は、特定個人の思想、信条等に関わるものであると認められる。

一般に、個人の思想、信条等を記録した情報は、個人の人格と密接に関わるものであるから、これらが当該個人の意思に関わらず公にされた場合、当該個人の権利利益が害されることは明らかである。

よって、条例第7条第2号本文後段の情報に該当するものと認められる。

(ウ) 宛名を記載した部分について

本件対象公文書3に記録されている情報のうち、宛名を記載した部分については、地方公共団体の長の職名及び氏名並びに市職員の所属名及び職名が記載されていることから、以下、その開示の可否について順に検討する。

a 地方公共団体の長の職名及び氏名を記載した部分について

地方公共団体の長の職名及び氏名を記載した部分については、特定の個人を識別できるものであるが、当該個人は地方公共団体の長であり、地方公共団体の長の職名や氏名は一般に公にされている情報であると認められる。

よって、当該部分については、条例第7条第2号ただし書アに該当することから、開示すべきである。

b 市職員の所属名及び職名を記載した部分について

市職員の所属名及び職名を記載した部分については、市に対する意見、要望をするに当たり、事務を担当する所管の所属名及び職名が記載されている情報である。

このうち、職名については、所属名とともに記載されると特定の個人を識別できることになるが、いずれも公務員の職務の遂行に係る情報であると認められる。

よって、当該部分については、条例第7条第2号ただし書ウに該当することから、開示すべきである。

c a及びb以外の部分について

上記a及びb以外の部分については、特定個人を識別できる情報が記録されているとは認められない。

よって、当該部分については、条例第7条第2号本文には該当せず、開示すべきである。

イ 条例第7条第6号の該当性について

条例第7条第6号では、「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより次に掲げる（ア～オ略）おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定されている。

実施機関は、本件対象公文書3全体を不開示と決定し、市長への手紙に関する事務又は事業については、市民との信頼関係の上で成り立っており、当該事務又は事業に係る情報を開示することにより、利用者に不安を与え、市民が安心して意見や要望を述べることができなくなる等、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると主張している。

(ア) 確かに、上記ア(イ)で述べた市に対する意見、要望の内容が記載された部分は、条例第7条第2号本文後段の情報に該当するとともに、これらが開示されると、利用者に不安を与え、市民が安心して意見や要望を述べることができなくなる等、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(イ) 他方、本件対象公文書3に記録されている情報のうち、差出人の名前を記載した部分については、上記ア(ア)で述べたように特定の個人を識別す

ることができるものとは認められず、当該部分が公にされることで、実施機関が主張する市民との信頼関係を損なわれるとまでは言い難く、当該事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、宛名を記載した部分についても、上記ア(ウ)で述べたように、市長への手紙制度を利用して市に対する意見、要望を提出するに当たり、宛名として、地方公共団体の長の職名、長の氏名並びに市職員の所属名及び職名を記載したにすぎないため、当該部分を公にされることにより、実施機関が主張する当該事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、当該部分については、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきである。

3 審査会までに要した期間について

本件審査請求から審査会の開催までおよそ5か月が経過しているところ、とりわけ実施機関による弁明書の作成に73日間を要している。

「浦安市公文書開示事務取扱要領」第9の5(1)によると、「所管課は、審査請求を受け付けたときは、速やかに弁明書（別記第4号様式）を作成しなければならない。」とされている。弁明書作成に73日間を要したことは、本件処分判断に影響を及ぼす著しい遅れとまでは言えないが、実施機関は、審査請求制度に対する信頼を損なうことのないよう、できるだけ速やかに弁明書の作成に努めるべきである。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件処分のうち、本件対象公文書2及び4に係る部分については、不開示決定通知書の「公文書の名称」欄に記載された公文書とは認められないため、当該部分を取り消し、本件開示請求に対し、改めて対象公文書を正しく特定した上で、開示決定等を行うべきであると判断する。

なお、改めて開示決定等を行うに当たっては、条例第1条に定める条例の趣旨・目的に即して、開示又は不開示の判断をすべきである。

次に、本件処分のうち、本件対象公文書1につき、その全部を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした決定については、別表に掲げる部分以外を不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については、これを不開示としたことは妥当でなく、当該部分に係る処分を取り消し、開示すべきであると判断する。

最後に、本件処分のうち、本件対象公文書3につき、その全部を条例第7条第

2号及び同条第6号に該当するとして不開示とした決定については、別表に掲げる部分以外を不開示としたことは妥当であるが、別表に掲げる部分については、これを不開示としたことは妥当でなく、当該部分に係る処分を取り消し、開示すべきであると判断する。

また、審査請求人のその余の主張については、本件処分の判断に直接関係するものではなく、当審査会の判断に影響を及ぼすものでもないので、ここでは言及しない。

別表

対象公文書	頁数	開示すべきと判断した部分
対象公文書 1	1 頁目	1 行目 1 文字目から 5 文字目及び 6 文字目から 10 文字目までに記載の内容 2 行目に記載の内容 3 行目 1 文字目及び 2 文字目に記載の内容 4 行目 1 文字目から 3 文字目までに記載の内容 5 行目に記載の内容 6 行目 1 文字目及び 2 文字目に記載の内容 7 行目に記載の内容 8 行目に記載の内容 9 行目に記載の内容 10 行目に記載の内容 11 行目に記載の内容 12 行目に記載の内容
	2 頁目	1 行目 1 文字目から 5 文字目及び 6 文字目から 10 文字目までに記載の内容 2 行目に記載の内容
対象公文書 3	1 頁目	1 行目に記載の内容 2 行目に記載の内容 16 行目に記載の内容
	2 頁目	1 行目に記載の内容 2 行目に記載の内容 17 行目に記載の内容
	3 頁目	1 行目に記載の内容 2 行目に記載の内容 14 行目に記載の内容

備考

行数には、その行に記載がない空白の行は含まない。

文字数は、左側から数えている。(句読点も 1 文字と数え、空白部分は含めない。)